

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 8月15日

【会社名】 昭和ホールディングス株式会社

【英訳名】 Showa Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 此下 竜矢

【本店の所在の場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高執行責任者兼最高財務責任者 庄司 友彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高執行責任者兼最高財務責任者 庄司 友彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 84,000,000円
(第12回新株予約権証券)
その他の者に対する割当 5,823,363円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
498,569,463円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年7月31日付提出の有価証券届出書（平成30年8月2日付け提出の有価証券届出書により訂正されております。）について、平成30年8月14日付で四半期報告書を提出したことに伴い、当該四半期報告書を組込情報に追加すること及び追完情報を訂正すること、並びに届出の対象とした第1回担保転換社債型新株予約権付社債及び第12回株予約権について、平成30年8月15日開催の当社取締役会決議により、申込期間等を変更いたしましたので、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1．新規発行新株予約権付社債（第1保転換社債型新株予約権付社債）
（新株予約権付社債に関する事項）
- 3．新規発行新株予約権証券（第12新株予約権）
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 4．新規発行による手取金の使途
 - (2) 手取金の使途

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

1 【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

(訂正前)

銘柄	昭和ホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
(中略)	
償還期限	平成32年8月16日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成32年8月16日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場廃止が決定された場合、または当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認決議した場合、当社は、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。 (4) 当社は、本社債の発行日の翌日以降、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」又は「本新株予約権付社債権者」という。)に対して予め14箇日前までに書面により通知したうえ、残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。 (5) 当社は、平成30年7月31日付の当社取締役会決議に基づき発行した第10回新株予約権のいずれかをその発行要項に基づき取得する場合、その取得日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。 (6) 償還期限が銀行の休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (7) 当社は、本社債権者と合意の上、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p>
(中略)	千葉県柏市十余二348番地 昭和ホールディングス株式会社 管理部
申込期間	平成30年8月16日
申込取扱場所	
払込期日	平成30年8月17日(金)
(以下略)	

(訂正後)

銘柄	昭和ホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
(中略)	

償還期限	平成32年9月2日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成32年9月2日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場廃止が決定された場合、または当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認決議した場合、当社は、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。 (4) 当社は、本社債の発行日の翌日以降、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」又は「本新株予約権付社債権者」という。)に対して予め14暦日前までに書面により通知したうえ、残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。 (5) 当社は、平成30年7月31日付並びに平成30年8月15日付の当社取締役会決議に基づき発行した第10回新株予約権のいずれかをその発行要項に基づき取得する場合、その取得日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。 (6) 償還期限が銀行の休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (7) 当社は、本社債権者と合意の上、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p>
(中略)	千葉県柏市十余二348番地 昭和ホールディングス株式会社 管理部
申込期間	平成30年8月31日
申込取扱場所	
払込期日	平成30年9月3日(月)
(以下略)	

(新株予約権付社債に関する事項)

(訂正前)

新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債賢者は、平成30年8月17日(本新株予約権付社債の払込み後)から平成32年8月16日までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。
------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債賢者は、平成30年9月3日(本新株予約権付社債の払込み後)から平成32年9月2日までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。
------------	---

3 【新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	63,993個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	5,823,363円
発行価格	新株予約権 1 個につき91円(新株予約権の目的である株式 1 株につき0.91円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成30年 8 月16日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	昭和ホールディングス株式会社 管理部 千葉県柏市十余二348
払込期日	平成30年 8 月17日
割当日	平成30年 8 月17日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 京橋支店

(注) 1. 第12回新株予約権証券(以下「本新株予約権」と言います。)の発行については、平成30年7月31日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に上記申込取扱場所へ申し込みをし、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先から申し込みがない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないことといたします。

4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

5. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(訂正後)

発行数	63,993個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	5,823,363円
発行価格	新株予約権 1 個につき91円(新株予約権の目的である株式 1 株につき0.91円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成30年 8 月31日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	昭和ホールディングス株式会社 管理部 千葉県柏市十余二348
払込期日	平成30年 9 月 3 日
割当日	平成30年 9 月 3 日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 京橋支店

(注) 1．第12回新株予約権証券(以下「本新株予約権」と言います。)の発行については、平成30年7月31日並びに平成30年8月15日開催の取締役会決議によるものであります。

2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に上記申込取扱場所へ申し込みをし、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3．本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先から申し込みがない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなかったといたします。

4．本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

5．振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。
(中略)	
新株予約権の行使期間	平成30年8月17日から平成32年8月16日までとする。(但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)
(以下略)	

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。
(中略)	
新株予約権の行使期間	平成30年9月3日から平成32年9月2日までとする。(但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)
(以下略)	

4 【新規発行による手取金の使途】

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計566,000,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

なお、調達資金は老朽化した工場内電気設備の更新となるゴム事業への充当を優先し、新株予約権付社債による調達資金は全てゴム事業へ充当して、次に食品事業の生産設備の更新ならびに修繕へ充当するものとし、スポーツ事業への充当は相応しい案件が出てきた際に支出する予定です。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ゴム事業への出資及び貸付 (電気設備の更新)	260	平成30年8月 ～ 平成31年12月
スポーツ事業への出資及び貸付 (新規テニススクールの獲得・開設)	200	平成31年5月 ～ 平成31年12月
食品事業への出資及び貸付 (生産設備の更新) (生産設備の修繕)	106	平成30年8月 ～ 平成31年1月

（訂正後）

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計566,000,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な用途については、次のとおり予定しています。

なお、調達資金は老朽化した工場内電気設備の更新となるゴム事業への充当を優先し、新株予約権付社債による調達資金は全てゴム事業へ充当して、次に食品事業の生産設備の更新ならびに修繕へ充当するものとし、スポーツ事業への充当は相応しい案件が出てきた際に支出する予定です。

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
ゴム事業への出資及び貸付 (電気設備の更新)	260	平成30年9月 ～ 平成31年12月
スポーツ事業への出資及び貸付 (新規テニススクールの獲得・開設)	200	平成31年5月 ～ 平成31年12月
食品事業への出資及び貸付 (生産設備の更新) (生産設備の修繕)	106	平成30年9月 ～ 平成31年1月

第三部 【追完情報】

第三部 【追完情報】

（訂正前）

1．事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第117期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月31日)までの間に生じた追加事項は以下のとおりであります。

（以下省略）

（訂正後）

1．事業等のリスクについて

（中略）

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第117期有価証券報告書)及び第118期第1四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日の訂正届出書提出日(平成30年8月15日)までの間において、生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2018年8月15日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

（以下省略）

第四部 【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第117期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月28日 関東財務局長に提出
---------	-----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第117期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第118期第1四半期)	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	平成30年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。